

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、平成26年12月16日の政労使会議で、前年に引き続き「デフレ脱却に向け、経済の好循環の実現を果たす」ため、「賃金上昇等による継続的な好循環の確立」などの取り組みを進めることを合意した。また、平成27年4月2日には「中小企業における賃金引き上げの環境整備を進める」とし、円安で原材料や電気料金の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を取引価格に転嫁できるよう、政府や経済界が対応すること等の取り組みを進めることを合意した。

一方、平成27年の春闘では、業績回復が堅調な大手企業を中心に、昨年を上回る賃金引き上げが行われたが、経営が厳しい中小企業の賃金引き上げは、未だ途上にあり、平成26年度の神奈川県最低賃金の水準は887円であり、未だワーキングプアを解消するには程遠い水準であると言わざるを得ない。

経済の好循環を確かなものにするためには、「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」により、賃金の引き上げをすべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定については、経済の好循環の実現のため、早期に行うこと。
- 2 中小・小規模事業者に経済の好循環を拡大させるために政労使会議（4月2日）で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の履行状況についてフォローアップされること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

あて

小田原市議会議長